

平成28年度 農業委員会活動方針・活動計画

一 活動方針

本町の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、大規模かつ生産性の高い専門的経営体を主体に、安全・安心な食料の安定供給と地域の環境保全に大きな役割を果たすとともに、本町経済・社会を支える基幹産業として発展してきました。

しかし、一方では、高齢化や後継者不足による農家戸数の減少が深刻化し、また、T P P交渉の大筋合意による輸入農産物との競合への不安、農産物の価格低下などの影響が懸念されるなど、農業を取り巻く情勢は大きく変化しています。

国においては、改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の確立に向けた施策の推進を図ることとするとともに、昨年3月に閣議決定された新たな「食糧・農業・農村基本計画」により農業改革に取り組み、8月には農業委員会・農協・農業生産法人の一体的な見直しを

実施する「農業協同組合法の一部を改正する法律」が成立し、農業委員会制度については公選制から市町村長の任命制への変更、農地利用最適化推進委員の新設など、大幅な改革が行われました。

このような状況を踏まえ、農業委員会の役割、任務の重要性を認識し、事務の透明性、公正・公平性を確保するとともに、農地法の一層の定着と適正な農地行政の執行に努め、関係機関と連携して、地域農業の振興発展のための活動を推進し、農業者の公的代表機関としての役割を果たします。

【重点事項】

- 1 農業委員は、常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応えます。
- 2 農業者が、効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう農地の利用集積等を推進します。
- 3 農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、行政機関に対する建議又は要望を行います。

- 4 農業者年金制度の普及を図り、年金の受給のための適切な指導に努めます。
- 5 農業後継者の結婚相談活動に、より力を傾注するとともに関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進します。
- 6 農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努めます。

二 活動計画

- 1 農地の有効利用事業
 - (1) 農地相談の実施
 - (2) 農地転用適正化の実施
 - (3) 農地所有適格法人化への相談・助言
 - (4) 贈与税等の納税猶予制度の申告
- 2 農地調整事業
 - (1) 農地の利用調整事業の推進
 - (2) 認定農業者制度の定着
- 3 担い手育成確保事業
 - (1) 簿記記帳の指導
 - (2) 家族経営協定の推進
- 4 農政及び農業振興

- (1) 関係行政機関への意見提出
- (2) 作況調査の実施
- 5 農業者年金業務の推進
 - (1) 農業者年金制度の普及
 - (2) 経営移譲の指導相談
 - (3) 年金業務の推進
- 6 公益財団法人幕別町農業振興公社との連携

農地の利用調整、遊休農地化の未然防止、農業後継者花嫁対策、新規就農希望者の環境整備など連携を緊密にし、各種事業の推進に努めます。
- 7 情報活動の強化
 - (1) 農業委員会だよりの発行
 - (2) 農年協だよりの発行
 - (3) 全国農業新聞の普及拡大
- 8 農業委員・職員研修の実施
 - (1) 研修等の参加及び実施
 - (2) 学習会の実施

三 体制の充実

- 1 農業委員会総会等の開催
 - (1) 総会の開催
 - (2) 三役会議の開催
 - (3) 農地部会、農政部会、畜産部会の開催

- 2 農地台帳の整備及び公表
 - (1) 農地台帳の整備
 - (2) 農地台帳の公表